

公益財団法人東京都スポーツ協会理事会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）理事会（以下「理事会」という。）に関する事項は、法令または協会の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構 成)

第2条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第3条 理事会は、協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事（理事長）及び業務執行理事（副理事長、専務理事）の選任及び解職を行う。

第2章 理事会の開催及び招集

(開 催)

第4条 定時理事会は、年4回定期に開催する。

2 次の各号の一に該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項により監事から請求があったとき及び同法同条第3項の規定により監事が招集したとき。

(決議事項)

第5条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受
- (5) 規程の制定、変更及び廃止
- (6) 事業計画書及び収支予算書の決議
- (7) 事業報告及び決算の承認
- (8) 団体の加盟の承認並びに加盟団体の脱退の決議
- (9) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (10) その他法令及び協会の定款、規程に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

(招 集)

第6条 理事会は理事長が招集する。ただし、第4条第2項第3号による場合は理事、同条同項第4号による場合は監事が、それぞれ招集する。

(招集手続)

第7条 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、理事及び監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の運営

(議 長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第9条 理事会に付議された事項は、決議について特別な利害関係を有する理事を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に、理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び理事会に出席した監事及び理事のうちから選出された議事録署名人2名以上が、これに記名押印する。

第4章 補 則

(規程の改正)

第12条 この規程は理事会の議決によって改正することができる。

附 則

この規程は、平成23年6月24日理事会議決により決定

附 則

この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月4日理事会議決により一部改正（団体名称）し、令和6年4月1日から施行する。